

総 行 女 第 6 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各 都 道 府 縿 總 務 部 長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各 指 定 都 市 縍 務 局 長  
(人事担当課扱い)

] 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室長  
( 公 印 省 略 )

### 「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」について

地方公共団体の機関における障害者である職員の任免に関する状況については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 40 条に基づき、毎年、厚生労働大臣に通報いただいているところですが、先般、各地方公共団体に対して再点検をお願いした結果、これまで法定雇用率を達成しているとしていた地方公共団体において、一部、達成していない機関があったことが明らかとなりました。

また、昨年、多くの国の機関において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかとなりました。この事態を受けて、平成 30 年 10 月 23 日に、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議において「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定されました。

これを受け、厚生労働省は、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」（基本方針 1. (2) ア. (ア) 関連）を作成し、各地方公共団体の機関に対し送付するとともに、平成 31 年 3 月 27 日付け発職 0327 第 24 号（別添）により、厚生労働省から協力依頼がありました。

つきましては、障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る業務について適切に対処されるようお願いいたします。

また、障害者である職員の任免に関する状況の通報を行う他の任命権者、市区町村等に対してもこの旨周知願います。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

発職 0327 第 24 号  
平成 31 年 3 月 27 日

総務省自治行政局長公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

### 「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」について

障害者の雇用の促進については、従来より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、地方公共団体の機関における障害者である職員の任免に関する状況については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 40 条に基づき、毎年、厚生労働大臣に通報いただいているところですが、先般、各地方公共団体に対して再点検をお願いした結果、これまで法定雇用率を達成しているとしていた地方公共団体において、一部、達成していない機関があったことが明らかとなりました。

また、昨年、多くの国の機関において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかとなりました。この事態を受けて、平成 30 年 10 月 23 日に、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議において「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」が決定されました。その中で厚生労働省は、「通報対象となる障害者の範囲及びその確認方法、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の計上に関して、明確な判断基準を改めて示すとともに、それらの確認・計上、通報対象となる障害者の名簿の作成、関係書類の保存等の障害者雇用促進法に基づく通報等に関する実務、及び各府省における再発防止のための取組に係る注意事項（人事担当部署における内部点検の実施、研修会の実施、事務処理体制の強化等）について示した手引きを作成し、各府省に送付することとされたほか、「地方公共団体における再発防止のための取組について、本基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する」とされたところです。

これを受けて、今般、別添のとおり、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」（以下「本手引」という。）を作成し、別紙により、都道府県の各機関に送付いたしました。また、各市区町村の機関に対しては当省都道府県労働局長より送付することとしています。

つきましては、貴職におかれても上記につきご承知置きいただくとともに、下記にご留意の上、都道府県及び市区町村に対し、障害者である職員の任免に関する状況の通報（以下「障害者任免状況通報」という。）に係る業務について、助言・啓発を行っていただくようお願い申し上げます。

## 記

- 1 本手引の第1、第2、第3（3を除く）及び第4については、障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る業務を行う上での、障害者雇用促進法の規定の解説及び解釈についてお示しした内容となっており、当該内容は国の機関及び地方公共団体の機関に共通して適用されるものであること。
- 2 本手引の第3の3及び第5については、適正な障害者任免状況通報の内容を確保するための取組（各府省における再発防止のための取組等）についてお示しした内容となっている。この内容は、基本方針に基づいて国の行政機関（人事院及び会計検査院を除く。）を対象としてお示ししたものであることから、地方公共団体については、各機関の実情に応じて、当該内容を参考にしながら、適正な障害者任免状況通報の内容を確保するために必要な取組を実施いただきたいこと。